

令和4年10月5日
環境清掃部清掃リサイクル課

廃棄物処理手数料の改定について

1 改定の目的

現在の事業系一般廃棄物処理手数料は、平成29年10月1日に改定され、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合で統一して適用されている。

この手数料と廃棄物処理原価に乖離が生じていること、また消費税率引き上げ分が反映されていないことから、手数料額を改定する。

手数料額の改定により、排出業者の自己処理責任に基づく受益者負担の適正化を図るとともに、事業系一般廃棄物の更なる減量を促すことを目指す。

2 検討経過

特別区長会で了承された「廃棄物処理手数料の改定ルール」では、改定時期は4年に1度としている。しかし、令和2年7月16日及び令和3年6月16日の特別区長会では、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、手数料改定を見送った。

- ・令和4年2月16日 特別区長会において令和2年度の廃棄物処理手数料原価を手数料額設定の基礎とする、改定の方向性を了承。
- ・令和4年6月16日 特別区長会において改定了承。

3 改定内容

		現行	改定	改定額
廃棄物処理手数料		40.0 円/kg	46.0 円/kg	6 円
(内訳)	収集運搬部門	24.5 円/kg	28.5 円/kg	4 円
	処理処分部門	15.5 円/kg	17.5 円/kg	2 円

4 粗大ごみ処理手数料の改定

粗大ごみ処理手数料の改定は各区事項であるが、処理原価と手数料に乖離があることから、受益者負担の適正化の観点から事業系一般廃棄物処理手数料と同様に改定を行う。

(1) 改定額の考え方

品目ごとの標準重量 × 廃棄物処理手数料(46.0 円/kg)
(100 円未満切り捨て)

(2) 改定額案

標準重量	品目例	現行	改定案	改定額
10kg	布団、スーツケース	400 円	400 円	0 円
20kg	ベビーベッド、ストーブ	800 円	900 円	100 円
30kg	シングルベッド、机	1,200 円	1,300 円	100 円
50kg	ステレオ、ランニングマシン	2,000 円	2,300 円	300 円
70kg	両袖机	2,800 円	3,200 円	400 円

5 動物死体処理手数料の改定

動物死体処理手数料の改定は各区事項であるが、処理委託経費と手数料に乖離があることから、受益者負担の適正化の観点から改定を行う。

(1) 改定額の考え方

動物死体は、専門事業者処理を委託していることから、直近の処理委託経費単価を考慮する。

令和4年度処理委託経費単価 3,080 円/頭

(2) 改定額案

現行	改定案	改定額
2,800 円	3,000 円	200 円

6 改定時期

令和5年10月1日

7 今後のスケジュール

- (1) 令和4年第4回定例会 清掃リサイクル条例改正案提出
- (2) 令和5年1月以降 事業者及び区民への周知
- (3) 令和5年10月 手数料改定